

平成 27 年 6 月 議会
第 4 委員会報告資料

「公共交通空白地等及び移動制約者に係る
生活交通の確保に関する条例（生活交通
条例）」に基づく支援施策について

平成 27 年 6 月 26 日

住 宅 都 市 局

「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例」に基づく支援施策について

本市では、生活交通の確保に向け「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年12月28日施行）」に基づく支援施策を実施しており、そのうち「公共交通不便地対策」に係る施策について、平成27年4月に見直しを行ったため、報告を行うもの。



事業の課題への対応（今回見直し）

公共交通不便地対策については、平成24年10月から取組みが行われており、その成果や課題等を踏まえ、今回の見直しを行ったもの。

【福岡市地域主体の生活交通確保支援補助金交付要綱】H27.4.1改正

	取組みの成果	課題	対応（今回見直し）
地区	公共交通不便地に該当する柏原地区における生活交通確保の取組みが進展した。	東区美和台地区、西区橋本地区、早良区賀茂地区など、住民が交通に不便さを感じ、地域が主体となった熱心な取組みが行われている地域が、支援要件にあてはまらない。	バス停又は鉄道駅のうち最も近いものへの経路について、迂回を要する、一定の勾配がある等、「公共交通が不便と考えられる地域であって、地域住民が生活交通の必要性を認識し、協議会を組織している地域」を、新たに「公共交通不便地に準ずる地域」に加え、支援対象とする。
検討経費補助	検討経費補助により、他都市の事例視察、アンケート実施、周知広報の看板設置などの取組みが実施されている。	順調に検討が進んだ場合でも2年程度の時間を要しており、より困難性の高い地域では検討期間が足りなくなる恐れがある。	補助対象事業期間の限度を「2年度」から「3年」に変更し、特に必要な場合は、さらに2年を上限に事業期間の延長を認める。
試行運行補助	採算性のリスクを減らすことができることから、試行運行立ち上げ支援制度として、機能を果たしている。	利用者の季節変動が大きい地域においては、6ヶ月の運行では十分に地域特性が把握できない恐れがある。 (通学利用が多く見込まれる地域等)	補助対象事業期間の限度について、特に必要な場合は、6ヶ月を上限に事業期間の延長を認める。

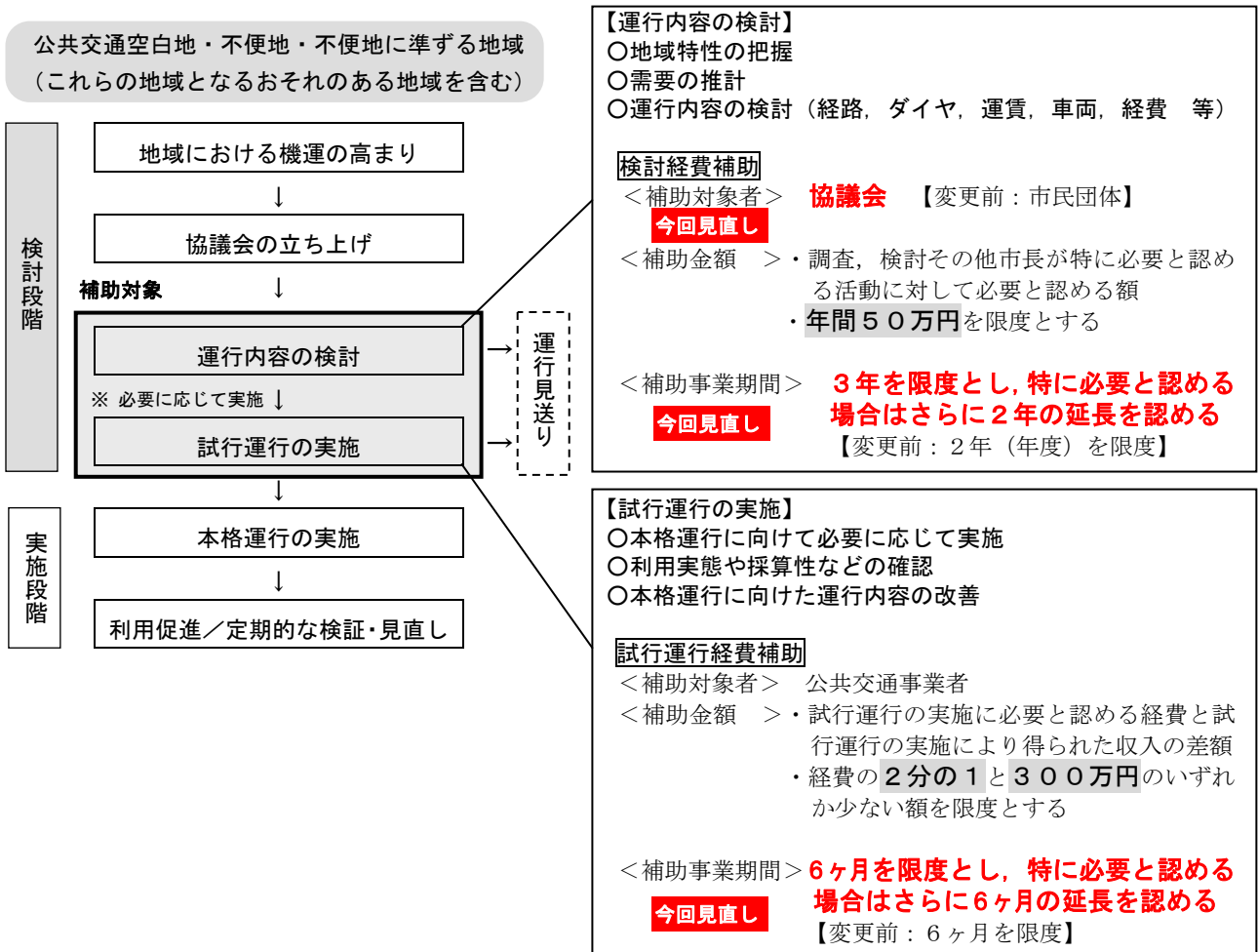
平成27年2月議会第4委員会での報告内容

公共交通不便地対策（条例第8条）

【福岡市地域主体の生活交通確保支援補助金交付要綱】H27.4.1改正

1) 支援の内容

地域の生活交通に関する課題の解決に向けた地域主体の取り組みについて、検討段階における運行内容の検討や試行運行の実施に対して予算の範囲内で補助を行う。



2) 支援の対象地域

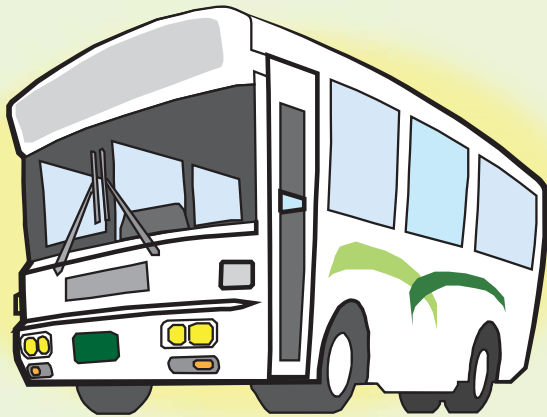
公共交通が不便な地域として、バス停・鉄道駅から一定の距離又は高低差のある地域に加え、地域住民が生活交通の必要性を認識し、協議会を組織している地域についても支援の対象地域とする。

支援の対象地域	基準
公共交通空白地	バス停・鉄道駅から概ね1km以上離れた地域
公共交通不便地	バス停から概ね500m、鉄道駅から概ね1km以上離れた地域
公共交通不便地に準ずる地域 今回見直し	次の①②のいずれかに該当する地域 ①バス停・鉄道駅と概ね40m以上の高低差のある地域 ②バス停又は鉄道駅のうち最も近いものへの経路について、迂回を要する又は①の地域に準ずる勾配がある等、公共交通が不便と考えられる地域であって、地域住民が生活交通の必要性を認識し、協議会を組織している地域 【変更前：バス停・鉄道駅と概ね40m以上の高低差のある地域】

※ 「公共交通空白地」及び「公共交通不便地」の基準は、条例に定められているものである。

※ バス路線の休廃止等に伴い、上記の地域となるおそれのある地域についても対象とする。

地域に必要な公共交通手段の確保へ



～生活交通支援事業～

地域みなさんが主体となって、交通事業者や行政と協力し、地域が必要とする生活交通をつくることができます。

みなさんの力を合わせた生活交通づくり



取組み事例：柏原三丁目地区

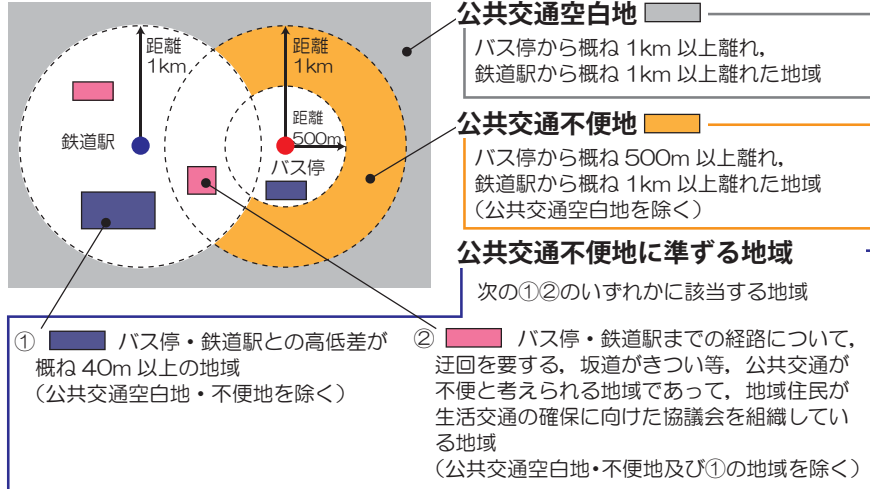


公共交通不便地であった南区柏原三丁目地区では、生活交通の確保に向け、本制度を活用した地域主体の取組みが行われました。地域、交通事業者、福岡市が協力して取り組んだ結果、平成27年4月より地区内へのバスの本格運行が実現しました。

新たな公共交通に向けての取り組み

支援の対象地域

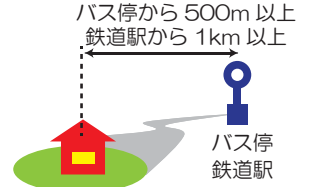
バス停や鉄道駅まで遠い、また坂道が急で不便な地域などを支援します。下に示す3つの地域が対象となる範囲です。



公共交通空白地



公共交通不便地



公共交通不便地に準ずる地域①



公共交通不便地に準ずる地域②



生活交通をつくりあげるまでのながれ

1. 体制づくり

地域で話し合うことから始めます

- ・住民同士の合意形成
- ・協議会の立ち上げ

2. 調査・検討

運行計画をつくります

- ・地域のこまやかな把握
- ・アンケート調査など
- ・交通事業者の選定
- ・バス停位置、運賃 など

3. 試行運行

運行内容の確認をします

- ・利用実態や採算性などの確認
- ・運行内容の見直し

4. 本格運行

積極的に利用して、みなさんで支えます

- ・利用促進の取り組み
- ・定期的な検証、見直し

地域

交通事業者

福岡市



地域住民と協力関係の構築を行います

- ・地域ニーズに合った運行内容の提案

試行運行を実施し事業の評価を行います

- ・採算性の検証

安定した経営を目指します

- ・安全な運行
- ・低コストへの工夫

協議会の立ち上げ等のお手伝い

検討経費の補助

補助金額：年間50万円を限度
補助期間：3年（最長5年）

試行運行経費の補助

- ・収支差額の補助
- ・経費の1/2と300万円のいずれか少ない額を限度

補助期間：6ヶ月（最長1年）

協議会運営の継続的なお手伝い

加えて... 協議調整や専門的なアドバイスを行います

支援の基本的な考え

●地域が中心となった取り組み

本支援事業は地域が主体的に取り組むことを前提としています。より使いやすいダイヤ、運行ルートを作り、みなさんが積極的に利用し、継続的な運行とするためには、地域の主体的な活動が不可欠だからです。

●自立した経営

本格運行後は地域と事業者が利用促進や定期的な検証・見直しに取り組みながら、自主的な運行を行います。本格運行に対して福岡市の財政支援はありません。

●地域、事業者、福岡市が協力し合う

地域と事業者、福岡市が一緒になって地域に根ざした生活交通の確保に努めます。地域は協議会の立ち上げ、ニーズの把握などの合意形成、利用促進に取り組み、交通事業者は安全な運行を第一とし、低コストへの工夫などに取り組みます。福岡市は各段階における協議・調整や専門的なアドバイスを行うとともに、検討経費及び試行運行経費の補助を行います。